

労働者派遣事業に関する情報

対象期間	令和2年4月1日 ～ 令和3年3月31日
------	----------------------

事業所の名称	富瀋国際事業協同組合
事業所の住所	富山県富山市問屋町二丁目4番6号
許可番号	派16-300093

1. 労働者派遣の実績及びマージン率

業種	派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	②派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	マージン率 (①-②) ÷ ① × 100 <small>小数点第2位以下を四捨五入</small>
その他の専門的 事業従事者製品 製造・加工 処理従事者	2	2	¥15,483	¥12,695	18.0%

※ マージン率とは

派遣先より富瀋国際事業協同組合に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金を除して得られた数をマージン率といたします。

社会保険料	労働保険・社会保険加入にかかる事業主負担分
有給休暇費用	有給休暇取得にかかる賃金
事業運営経費	登録・受付・派遣先紹介等の事務費を含む一般派遣労働者事業にかかる運営費 キャリアコンサルティング及び教育訓練費
営業利益	社会保険・有給休暇費用・事業運営費を差し引いた利益

2. 教育訓練に関する事項

実施方法 : OFF-JT 賃金支給 : 有 派遣労働者の費用負担 : 無

- ・ 新規採用者への訓練 (雇入れ安全衛生教育、ビジネスマナー、人材派遣のシステム)
- ・ 教育訓練 テクニカルスキルコース 通訳・製造業・食料品製造業・外国人向け日本語会話
- ・ 教育訓練 ビジネスヒューマンコース

3. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労使協定の締結 無

待遇決定に当たっては、派遣先均等・均衡方式を踏まえ就業規則、賃金規程に則り各人別に決定しております。

4. その他参考と認められる事項

特記なし